

中野区勤労者サービスセンター規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 会員（第4条—第10条）
- 第3章 財産及び会計（第11条—第18条）
- 第4章 役員（第19条—第24条）
- 第5章 理事会（第25条—第32条）
- 第6章 評議員会（第33条—第39条）
- 第7章 規約の変更及び解散（第40条・第41条）
- 第8章 事務局及び職員（第42条）
- 第9章 雑則（第43条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この団体は、中野区勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）と称し、事務所を東京都中野区中野二丁目13番14号に置く。

（目的）

第2条 センターは、会員の福利厚生の上昇を図り、あわせて区内企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 勤労者福祉に関する情報の収集及び情報の提供事業
- (2) 会員の共済給付に関する事業
- (3) 会員の福利厚生に関する事業
- (4) 上記各事業に関連を有する範囲において中野区から受託する事業
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（会員の資格）

第4条 センターの会員となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中野区内の事業所に勤務する勤労者及びその事業主
- (2) 中野区内に居住し、中野区外の事業所に勤務する勤労者
- (3) 前二項に規定する者で、退職後6か月を限度に新たな就労に向けて求職活動中の者
- (4) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、理事長が入会することが適当でないと認めた者は、入会することができない。

（入会）

第5条 入会は、事業所単位を原則とする。ただし、個人としても入会できるものとする。

2 入会する者は、関係書類、入会金及び会費を添えて、理事長に入会届を提出しなければならない。ただし、支払方法等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

3 理事長は、入会を承認したときは会員証を交付する。

（資格の発生）

第6条 会員の資格は、会員証の交付を受けた日（以下「入会の日」という。）から

発生する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、次の表に定める入会金及び会費を納入するものとする。

入会金	会員1人あたり200円
会費	会員1人あたり月額500円

2 事業主は、前項に規定する入会金及び会費の一部を負担するよう努めるものとする。

(退会届)

第8条 会員が資格を喪失し、又はセンターの会員をやめようとするときは、会員証等を添えて理事長に退会届を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するときは当該事由の発生した日の翌日に会員の資格を失う。

- (1) 第4条第1項に規定する資格を有しなくなったとき
- (2) 前号以外の事由により退会するときは退会届を提出したとき

2 前項の規定にかかわらず理事長は、正当な理由なく会費を6月以上滞納した会員の資格を喪失させることができる。この場合において、理事長は期限を定めて会費納入の督促をしなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) センターの事業を妨げる行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為により、センターから利益を受けようとしたとき、又は受けたとき
- (3) 規約及びこの規則に違反し、又は信用を失わせるような行為をしたとき

2 前項の規定に基づき会員を除名する議決をするときは、理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事会が会員を除名する議決をしたときは、理事長は理由を付した文書により当該会員に通知しなければならない。

4 会員は前項の通知が到達した日をもって、会員資格を喪失する。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第11条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 事業に伴う収入
 - イ 補助金等
 - ウ 入会金及び会費
 - エ 寄附金等
 - オ その他の収入

(財産の管理)

第12条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費)

第13条 センターの経費は、入会金・会費、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(事業計画及び予算)

第14条 センターの事業計画及び収支予算は、年度開始前に理事長が編成し、評議員会の承認および理事会の議決により定める。

(暫定予算)

第15条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を定め、これを執行することができる。

2 理事長は、前項の規定により定めた暫定予算について、直近の理事会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第16条 センターの事業報告及び収支決算は、年度終了後2か月以内に理事長が作成し、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て、評議員会の同意及び理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(剰余金)

第18条 センターの決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を積み立てもしくは、翌年度に繰り越すものとする。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第19条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上18人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会において選任し、理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

2 役員構成は、役員相互に親族その他特別の関係のある者の数が役員現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事には、センターの職員が含まれてはならない。

(役員職務)

第21条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) センターの業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

(4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第22条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第23条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。ただし、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(費用弁償等)

第24条 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) センターの事業に関する規則の改正の決定
- (4) その他センターの運営に関する重要な事項

(招集)

第27条 理事会は、第21条第5項第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の必要事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び発言者の氏名、要旨その結果

第6章 評議員会

（設置）

第33条 センターの運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応ずるため、評議員会を置く。

（構成及び選任）

第34条 評議員会は、評議員7人以上20人以内をもって構成する。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 第20条第2項の規定は、評議員に準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

4 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

（任期）

第35条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第22条第2項及び第3項の規定は、評議員に準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

第36条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、この規約に定めるもののほか、次の事項を諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) センターの事業に関する規則の改正に関すること
- (4) その他センターの運営に関する重要な事項

（招集）

第37条 評議員会は、理事長が招集する。

2 第27条第3項の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（会議の運営）

第38条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 第29条から第32条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（費用弁償）

第39条 評議員には、費用を弁償することができる。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第40条 この規約は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第41条 センターの解散及び残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得なければ解散及び処分することができない。

第8章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第42条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 雑 則

(委任)

第43条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

2 センターの設立当初の役員は、第20条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。

3 センターの設立当初の評議員は、第34条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとする。

4 センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第14条、第26条第1号及び第36条第2項第1号の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

附 則

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

中野区勤労者サービスセンターの事業に関する規則

(平成18年中野区勤労者サービスセンター規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、中野区勤労者サービスセンター規約（以下「規約」という。）第43条の規定に基づき、中野区勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）の事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の納入)

第2条 会費は、6月分を先払いするものとし、次の表に掲げる納期に納入するものとする。ただし、入会時はこの限りでない。

	納 期	納 入 会 費
第1期	4月1日～4月26日	4月分～9月分
第2期	10月1日～10月26日	10月分～3月分

2 会費の納入期間は、入会の日属する月から会員資格を喪失する日の前日（以下「退会の日」という。）の属する月までとする。ただし、会員が死亡した場合を除き、退会の日属する月の翌月以降に退会届が提出された場合の会費の納入期間は、入会の日属する月から退会届の提出された日の属する月までとする。

(変更届)

第3条 会員は、入会時に届け出た事項に変更が生じたときは、直ちに理事長に変更届を提出しなければならない。

(会員証の再交付)

第4条 会員は会員証を紛失または汚損したときは、会員証再交付申請書により理事長に会員証の再交付を申請することができる。

2 会員証の再交付を受ける者は、実費を負担しなければならない。

(会費の返還)

第5条 既納の入会金は返還しない。

2 既納の会費は返還しない。ただし、次に掲げる場合は返還することができる。

①会員が死亡した場合に、死亡した日の属する月の翌月以降に支払われた会費に相当する額を返還する。なお、死亡後に退会届を提出するまで一定の期間が経過している場合、最大12ヶ月分の会費に相当する額を上限として返還する。

②会費を先払いしている場合、退会届の提出された日の属する月の翌月以降の会費に相当する額を返還する。

(情報収集及び提供事業)

第6条 センターは、勤労者を対象として、勤労者福祉に関する事業を実施するため、労働環境、余暇施設、余暇活動及び福利厚生等に関する情報の収集、調査・研究及び情報の提供を行う。

2 センターは、会員を対象とし、共済給付及び福利厚生に関する事業に係る情報等の提供を行う。

(給付事業及び給付金額等)

第7条 センターは、会員の福利厚生として、次条から第25条までの規定に基づき、給付事業を実施する。

2 給付の種類及び給付金額は、別表1及び別表2に定めるところによる。

(結婚祝金)

第8条 会員が結婚（民法に定める婚姻をいう。以下同じ。）したとき又は、事実上の婚姻関係（以下「内縁」という。）にあるときは、結婚祝金を支給する。ただし、同一人を相手とする場合は2回を限度とする。

（出産祝金）

第9条 会員又は会員の配偶者（内縁の場合を含む。）が出産したときは、出産祝金を支給する。

2 出産には、死産、流産及び早期新生児死亡（出生後7日以内に死亡した場合をいう。）は含まないものとする。

3 多児出産の場合は、1児につき1件として取扱う。

（入学祝金）

第10条 会員の子が小学校及び中学校に入学したときは、入学祝金を支給する。

（二十歳の祝金）

第11条 会員及び会員の子が満20歳の誕生日を迎えたときは、二十歳の祝金を支給する。

（銀婚祝金）

第12条 会員が結婚して満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。

（金婚祝金）

第13条 会員が結婚して満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。

（死亡弔慰金）

第14条 会員、会員の配偶者（内縁の場合を含む。）、会員の子、及び父母（養、継父母を含む。）が死亡したときは、死亡弔慰金（以下「弔慰金」という。）を支給する。

2 会員の子の死亡には、妊娠12週以上の死産又は流産の場合を含むものとする。

3 会員が死亡した場合に支給する弔慰金の受取人の範囲及び順位は次のとおりとする。

- ① 配偶者（内縁を含む。）
- ② 子
- ③ 父母（養・継父母を含む。）
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹

4 前項の受取人のうち同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のためにしたものとみなし、当該請求人に対して弔慰金を支給する。

（障害見舞金）

第15条 会員が会員期間中に生じた傷病により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けたとき又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める障害等級の決定通知を受けたときは、その等級に応じて障害見舞金を支給する。

2 障害見舞金の支給は、同一人につき1回限りとする。

（入院見舞金）

第16条 会員が連続して10日以上入院したときは、退院までの日数に応じて入院見舞金を支給する。ただし、同一傷病を理由とする再入院の場合は、前回の退院日から1年以上経過していなければ対象とならない。

2 前項の入院日数は、同一傷病による入院中に生じた帰宅・転院があっても、入院期間が連続していれば合算することができる。

(住宅災害見舞金)

第17条 災害により会員の家屋及び家財が損害を受けたときは、その程度に応じて住宅災害見舞金を支給する。

2 前項の家屋とは、その所有権の有無にかかわらず現に会員が生活の本拠(店舗、事務所、作業所等は含まない。)としている建物をいう。

(受給資格)

第18条 第8条から前条までに規定する給付金は、入会の日以後6月を経た日から退会の日までに発生した事由に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず入会の日から1年以上を経過した後に会員資格を喪失した会員について、その喪失日から1月以内に第8条に規定する給付事由が発生した場合は、当該会員は受給資格を有するものとする。

(支給の制限)

第19条 第14条から第17条までの規定に基づく給付金については、給付金受給者又は会員の故意又は重大な過失によるものと認められるときは支給しない。

2 会員に会費の未納がある場合は、給付金を支給しないことができる。

3 大規模災害時等においては、給付金の支給を制限することができる。

(給付の請求)

第20条 給付を受けようとする者は、給付金請求書に別表3に定める書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 給付の請求は、給付事由が発生した日から1か年以内に行わなければならない。

(給付の決定)

第21条 理事長は、給付金請求書を審査し給付を承認することを決定したときは、給付金を支払うものとする。

2 理事長は、給付金請求書を審査し給付を承認しないことを決定したときは、給付不承認書により、速やかに通知しなければならない。

(期間の計算)

第22条 給付における期間の計算は、すべて入会の日又は給付事由の発生した日から起算し、翌月応答日の前日をもって1月、翌年応答日の前日をもって1年とみなす。

(給付金の返還)

第23条 請求者が、偽りその他不正の行為により、給付を受けたときは、理事長は直ちにこれを返還させるものとする。

(異議の申立)

第24条 請求者は、給付の決定に関して異議があるときは、給付決定後又は給付不承認書受領後60日以内に、理事長に対し異議の申立てをすることができる。

2 異議の申立てについての審査、決定は、異議の申立て後最初に開かれる理事会で行う。

3 理事長は、理事会において異議の申立てについての決定があったときは、理由を付して速やかにその決定結果を異議の申立人に通知しなければならない。この場合において異議の申立てに理由があるとする決定があったときは、直ちに給付金の支払いを行わなければならない。

(理事会の協議)

第25条 給付金の支給に関し、この規則に定めるもののほか、特別な事情が生じた場合は、理事会で協議のうえ決定する。

(健康維持増進事業)

第26条 センターは、会員の健康管理・維持増進のため、次の事業を行う。

① 人間ドック等の利用割引など健康増進事業

② ラドンセンター及びスポーツ施設等の利用割引など健康維持増進事業

(自己啓発事業)

第27条 センターは会員の自己啓発を助長するため、カルチャーセンター等を利用した学習の援助を行う。

(余暇活動事業)

第28条 センターは、会員の余暇活動を支援するため、次の各号に掲げる事業を行う。

① 宿泊施設の割引利用に関する事

② 遊園施設の割引利用に関する事

③ 観劇等チケットの割引あつ旋に関する事

④ カルチャー事業、ツアー旅行等の企画、開催に関する事

⑤ 物品の購入等指定店割引に関する事

2 前項①から④号に掲げる事業の参加者には、それぞれかかる実費額の5～40パーセントの範囲を会費積立金から補填することとし、万一剰余が発生した場合は、その相当額の全額を当該参加者に返還するものとする。

(財産形成事業)

第29条 センターは、会員の財産形成を助長するため、勤労者財産形成に係る普及啓発を行う。

(受託事業)

第30条 センターは、第6条から第29条に掲げる事業に関連する範囲において、中野区から受託する事業を行うことができる。

2 前項の事業は、中野区との契約により行う。

(センター目的達成事業)

第31条 センターは、第6条から第30条に掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業を実施する。

(規則の改正)

第32条 この規則の改正を行うには、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、事業の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(様式の定め)

第34条 この規則について必要な様式は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧中野区勤労者互助会及び財団法人中野区勤労者サービスセンターに加入して

いた者については、規約第5条に定める入会手続きを完了したものとみなす。

3 給付金は、旧中野区勤労者互助会及び財団法人中野区勤労者サービスセンター会員期間を算入して請求できる。

4 この規則に定めるもののほかは、旧中野区勤労者互助会規約、旧中野区勤労者互助会給付規程の附則及び財団法人中野区勤労者サービスセンター寄付行為、財団法人中野区勤労者サービスセンターの事業に関する規則の附則の例による。

附 則

1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成26年3月31日までに発生した事由に係る、規則第20条の請求に基づく規則第21条による給付金の支払いは、改正前の別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、令和2年3月31日までに発生した事由に係る、規則第20条の請求に基づく規則第21条による給付金の支払いは、改正前の別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和4年3月31日までに発生した事由に係る、規則第20条の請求に基づく規則第21条による給付金の支払いは、改正前の別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

ただし、令和5年7月31日までに会員が死亡した場合、第5条第2項1号に規定する会費の返還は行わない。

別表1(第7条関係) 給付の種類及び給付金額

(単位:円)

給付の種類		給付金額	給付事由	
結婚祝金		10,000	会員本人の結婚	
出産祝金		10,000	会員本人又は配偶者の出産	
入学祝金		5,000	会員の子(小・中学校)の入学	
二十歳の祝金		5,000	会員本人又は会員の子の満20歳	
銀婚祝金	会員期間 5年以上	10,000	会員本人の結婚満25年目	
	会員期間 6か月以上	5,000		
金婚祝金	会員期間 5年以上	10,000	会員本人の結婚満50年目	
	会員期間 6か月以上	5,000		
死亡弔慰金	会員期間 5年以上	30,000	会員本人の死亡	
	会員期間 6か月以上	10,000		
	会員の配偶者		10,000	会員本人の配偶者(内縁を含む)の死亡
	会員の子		5,000	会員本人の子の死亡
	会員の親		5,000	会員本人の実(養・継)父母の死亡
障害見舞金	会員期間 6か月以上	身障法1級	20,000	会員本人の障害
		身障法2～3級	10,000	
		身障法4～7級	5,000	
入院見舞金	入院連続10日以上	10,000	会員本人の傷病による入院	
住宅災害 見舞金	災害内容及び被害程度		20,000	会員本人の家屋等の損害
	火災・落雷・ 破裂・爆発 (航空機墜落・ 車両飛込)	半焼・半壊以上 (50%程度以上)		

別表2（第7条関係）障害見舞金等級別給付額

（単位：円）

身体障害者福祉法 による等級	労働者災害補償 保険法による等級	会員期間 6か月以上
1 級	1 級	20,000
	2 級	
	3 級	
2 級	4 級	10,000
3 級	5 級	
	6 級	
4 級	7 級	5,000
	8 級	
5 級	9 級	
6 級	10 級	5,000
	11 級	
7 級	12 級	
	13 級	
	14 級	

（備考）

- 1 身体障害者福祉法の等級2級は、労働者災害補償保険法の等級4級、3級は6級に、4級は8級に、5級は10級に、6級は12級に、7級は14級に該当するものとする。
- 2 年齢の算定は、身体障害者手帳の交付日又は労働者災害補償保険法による障害等級の決定日を基準とする。

別表3(第20条関係) 給付請求添付書類

給付の種類		事実を証明する書類
結婚祝金		戸籍謄本、婚姻届受理証明書のいずれか一通 *内縁の場合は、同居を始めた年月日・内縁関係(続柄)を確認できる住民票(世帯全員)
出産祝金		戸籍謄本、出生届受理証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書の写しのいずれか一通
入学祝金		就学(入学)通知書(会員の氏名の記載があるもの)の写し又は会員と入学する子の記載された住民票等(要続柄)の写し
二十歳の祝金		健康保険被保険者証、運転免許証、身分証明書等生年月日を証明できるものの写しのいずれか一通
銀婚祝金		戸籍謄本または抄本(夫婦が記載されているもの)
金婚祝金		戸籍謄本または抄本(夫婦が記載されているもの)
死亡 弔慰 金	会員	1 死亡事項登載の戸籍謄本又は住民票(世帯全員) 2 請求者との続柄が明らかな戸籍謄本又は住民票(世帯全員)以上の2種類の書類 必要なもの:印鑑(スタンプ印不可)、会員証(Nカード)
	配偶者	1 死亡事項登載の戸籍謄本又は住民票(世帯全員) 2 請求者との続柄が明らかな戸籍謄本又は住民票(世帯全員)以上の2種類の書類
	子	*流産、死産の場合は医師の証明書
	親	*内縁の配偶者の場合は世帯全員の住民票(続柄記載のもの)又は内縁を証明できる書類
障害見舞金		身体障害者手帳、又は労働者災害補償保険法に定める障害等級の決定通知書。
入院見舞金		医療機関の請求書・領収書等で患者名・入院期間が明らかなもの又は入院期間が記載された医師の退院証明書等(退院後に発行されたもの)。
住宅災害見舞金		市区町村又は消防署発行の罹災証明書、住民票(世帯全員)

別表4(第 25 条関係)

新型コロナウイルス感染症を理由とした宿泊・自宅療養を入院見舞金の対象とする場合の
証明書類の追加等について

給付の種類	事実を証明する書類
<p style="text-align: center;">入院見舞金 ＜新型コロナウイルス感染症に おける宿泊・自宅療養の場合＞</p>	<p>・宿泊・自宅療養期間の分かる市区町村や病院発行の療養証明書等(療養期間の明記されているもの) ・事業所発行の療養証明書(療養期間の記載と社印等が押印されているもの)(「療養証明書」に終了期間が記載されていない場合のみ必要) ※上記2点が用意できない場合、終了日が記載されていない「宿泊・自宅療養証明書」等と本人の主張(給付金請求書への終了日の記載)を以て対応可能とする。 ただし、支給にあたっては「事案決定区分及び文書等保存年限設定基準」に基づいて起案を作成する。</p>

本件については、新型コロナウイルス感染症の感染症法の扱いが現在の「2 類相当」から通常のインフルエンザ等と同じ「5 類相当」となる等で明らかに緩和されたと判断されるまでの一時的な措置であり、扱いが緩和された時点で対応終了とする。

給付期限については、「宿泊・自宅療養を入院見舞金の対象とする」旨の会員への告知が会報紙・HPと限定されることから、入院見舞金本来の事由発生日である退院日(療養終了日)から1年間ではなく、対応終了日から1年間とする。